

# ブロック塀等除却費用補助制度のご案内

## ＜ブロック塀撤去前には立会いが必要です＞

### 補助の対象

避難路<sup>※1</sup> 及び重要路線<sup>※2</sup> に面して、道路面又は敷地地盤面からの高さ1メートルを超えて設置されている危険性の高いブロック塀等(組積造の塀、門柱含む)。

- ※1 甲斐市耐震改修促進計画で定める避難路又は通学路をいう。
- ※2 山梨県及び甲斐市の地域防災計画に記載された第一次緊急輸送道路又は第二次緊急輸送道路(以下、「緊急輸送道路」という。)若しくは緊急輸送道路等から指定避難所まで至る道路で甲斐市が指定した道路をいう。

### ×補助対象にならないもの×

#### 上面図



### 補助対象者

次の項目のいずれにも該当する個人とする。

- ・ 危険性の高いブロック塀等の所有者
- ・ 市税を滞納していない者
- ・ 同一敷地において、過去に本事業の補助金を交付されたことがない者

### 補助金の額

| 区分           | 補助対象基本額                      | 補助率  | 補助限度額    |
|--------------|------------------------------|------|----------|
| ブロック塀等の取壊し経費 | ブロック塀等の面積に1㎡当たり9,000円を乗じて得た額 | 3分の2 | 180,000円 |

ブロック塀の取壊しに要する実施経費の単価が補助対象基本額の単価に満たないときは、当該実施経費の3分の2の金額を補助金額とする。

#### ■補助額の算定方法■

※一例を抜粋したもので、全てではありません。

実際にかかった経費から算出した1mあたりの金額(以下、実単価と表記)と、上表の補助対象基本額との比較で次のように算定します。

＜例：ブロック塀撤去＞

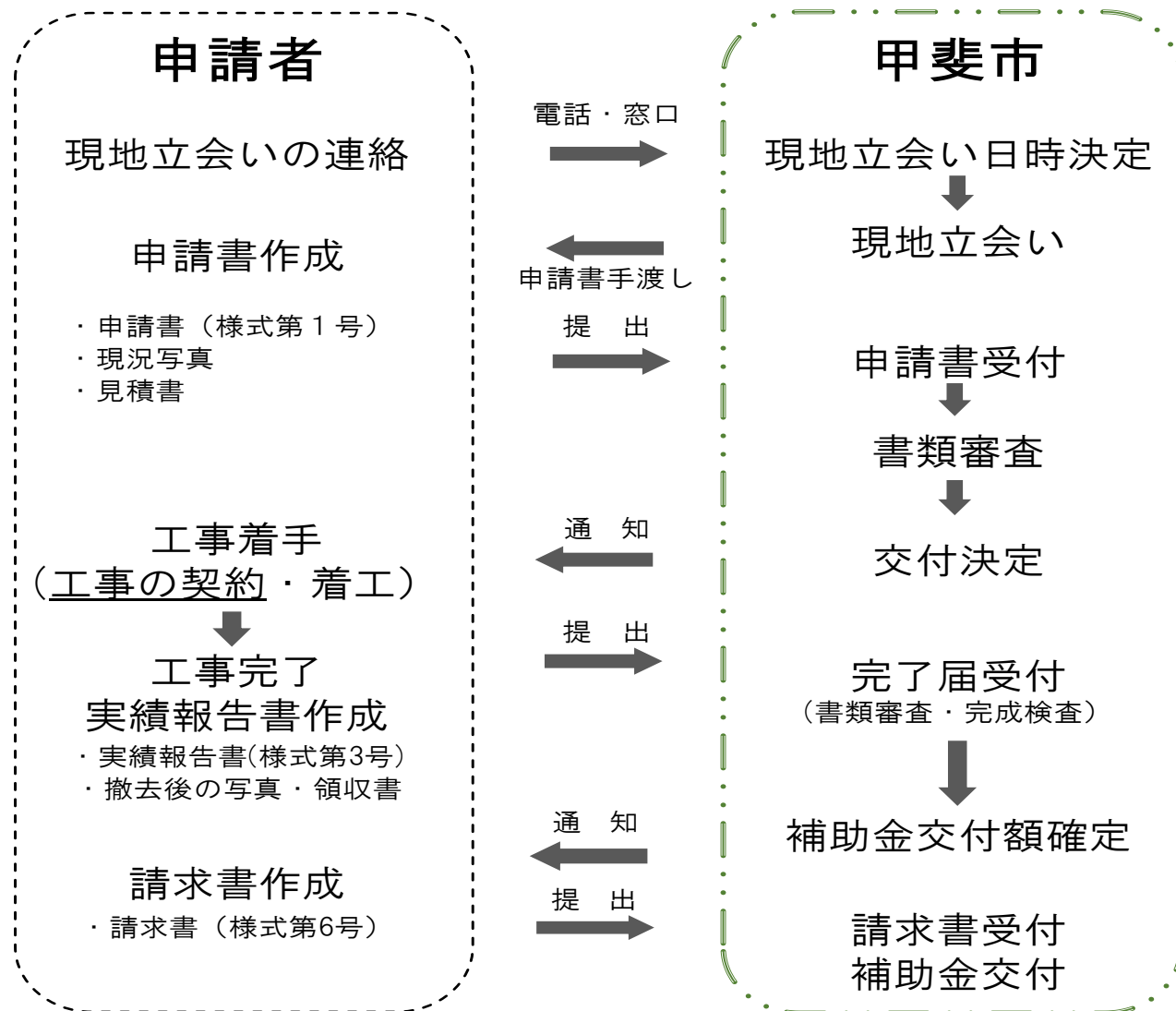
ケース1 実単価が補助対象基本額より低い場合 8,490円 < 9,000円

⇒ 実単価をもとに補助金額を算定します。8,490円 × 面積(㎡) × 2/3 (上限18万円)

ケース2 実単価が補助対象基本額より高い場合 10,520円 > 9,000円

⇒ 補助対象基本額をもとに補助金額を算定します。9,000円 × 面積(㎡) × 2/3 (上限18万円)

## 申請の流れ



## 次の事項にご注意ください

- 1 現地立会いは、ブロック塀等を撤去する前におこなってください。
- 2 撤去工事の契約・着工は、「補助金交付決定通知書」を受け取った後、速やかに着手してください。
- 3 撤去工事は、その年度の2月末日までに完了させてください。
- 4 「実績報告書」は、撤去工事が完了した後、速やかに提出してください。

届出・問い合わせ先

〒400-0192 甲斐市篠原2610番地

甲斐市 都市建設部 建設課 建設総務係

電話 055-278-1668 (直通)



甲斐市マスコットやはたいぬ